

## 部活動に係る活動方針

京都府立桃山高等学校

### 1. 目的

教育活動の一環として、学校の適切な指導のもとに、生徒が自主的・自発的に参加し、共通の興味や関心を追求することにより、学校生活をより豊かにすることを目的とする。

### 2. 設置部活動

〔文化系〕吹奏楽、グローバルサイエンス、茶道、演劇、イベントプロデュース、美術、書道、英語、将棋、軽音楽

〔体育系〕硬式野球、テニス、ソフトテニス、陸上競技、バドミントン、卓球、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、剣道、弓道、山岳

### 3. 入退部

入退部は生徒の意志に基づくが、所定の手続きを経て、保護者の了承及び担任・顧問の承認を必要とする。

### 4. 活動計画

活動計画を立てる際、以下のことに留意する。

- (1) 生徒の学習活動（学校・家庭）に支障をきたさないように計画を立てる。
- (2) 教員のワークライフバランスを保つように計画を立てる。
- (3) 年間の公式戦・合宿・強化練習等の予定を、年度始めに生徒・保護者等に必ず伝える。
- (4) 定期考査1週間前から考査最終日の試験終了までの期間は活動禁止。ただし、定期考査期間中または考査後2週間以内に公式戦・コンクール・発表会等がある場合、活動を認めることがある。
- (5) 月間の活動計画表は、前月末日までに副校長に提出する。さらに、生徒・保護者等にも必ず連絡する。

### 5. 活動時間及び休養日

#### (1) 休養日

- ア 原則、週2日以上以上の休養日を設定する。
- イ 長期休業中もアに準じる。
- ウ 長期休業中の学校業務休止日は、原則、休養日とする。やむを得ない事情で部活動を行う場合は、事前に管理職に相談する。

#### (2) 活動時間

- ア 平日は午後6時までとする（午後6時生徒完全下校）。
- イ 週休日・休日は、午前8時20分から午後6時までとする（午後6時生徒完全校）。
- ウ 長期休業中も原則ア・イに準じる。
- エ 週休日・休日・長期休業中の練習試合等は、上記イの時間帯で実施する。

オ 週休日・休日・長期休業中の活動時間は、1日3時間程度とする。ただし、公式戦やコンクール、発表会の予定等を考慮し、活動時間が長くなる場合は、事前に管理職に相談する。

## 6. 合宿

- (1) 引率教員は顧問を含む2名以上とする。
- (2) 参加生徒については、保護者の同意（参加同意書の提出）と学校医の承認（健康診断の実施のある部員とする。ただし、参加対象生徒（参加を許可されない者を除く）の2／3以上が参加することを実施の条件とする。
- (3) 長期休業中に行うものとし、年1回とする。ただし、宿泊を伴う練習試合及び発表会等は除くが、事前に事務部との協議を要する。
- (4) 学校から実施場所までの往復旅程を含め、4泊5日以内とする。
- (5) 実施場所については、近畿圏内を原則とする。ただし、やむを得ない理由があり、部顧問会議での同意と校長の承認が得られた場合はこの限りではない。
- (6) 事前に教育委員会への届け出を必要とする。